

岐阜県地方競馬組合格約

昭和45年 4月 1日自治許第187号許可

改正 昭和47年 3月29日自治許第233号許可
昭和52年 5月13日自治許第519号許可
平成5年 2月 1日自治許第 18号許可
平成11年 4月20日自治許第164号許可
平成17年 4月 1日総行市第310号許可
平成19年 3月28日総行市第 61号許可
令和 3年 5月14日総行市第 46号許可

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この組合は、岐阜県地方競馬組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次の地方公共団体（以下「関係団体」という。）をもって組織する。

岐阜県、笠松町、岐南町

(共同処理する事務)

第3条 組合は、競馬法（昭和23年法律第158号）の規定による関係団体の競馬の実施に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、羽島郡笠松町若葉町12番地 笠松競馬場内に置く。

第2章 組合の議会

(議員の定数)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、16人とし、関係団体ごとの組合議員の定数は、次のとおりとする。

関係団体名	関係団体の組合議員の定数
岐阜県	8人
笠松町	5人
岐南町	3人

(議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係団体の議会において当該関係団体の議会の議員のうちから選挙する。

(議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係団体の議会の議員の任期による。

2 組合議員に欠員を生じたときは、関係団体の議会においてすみやかに、補欠の組合議員を選挙しなければならない。

第3章 組合の執行機関

(執行機関)

第8条 組合に管理者、副管理者2人及び会計管理者を置く。

2 管理者は、岐阜県副知事の職にある者で知事が指名するものをもって充てる。

3 副管理者は、笠松町長及び岐南町長の職にある者をもって充てる。

4 会計管理者は、笠松町会計管理者の職にある者をもって充てる。

5 管理者の任期は、岐阜県副知事の任期による。

6 副管理者の任期は、笠松町長及び岐南町長の職にある者にあつては、それぞれの職の任期とする。

(監査委員)

第9条 組合に監査委員4人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び関係団体の識見を有する監査委員のうちから、それぞれ2人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任されたものにあつては、組合議員の任期とし、関係団体の識見を有する監査委員のうちから選任されたものにあつては、当該関係団体の監査委員の任期による。

第4章 利益金の配分及び組合の経費

(利益金の配分)

第10条 競馬事業から生じた利益金の配分の割合は、次のとおりとする。

関係団体名	配 分 割 合
岐 阜 県	19分の15
笠 松 町	19分の2.55
岐 南 町	19分の1.45

(組合の経費)

第11条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入その他の収入をもって支弁し、不足するときは、その不足額を関係団体に分賦する。

2 前項の規定により分賦する金額の割合は、組合の利益金の配分割合による。

附 則

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定による自治大臣の許可のあった日から施行する。

2 この規約による最初の組合議会は、組合設置後関係団体の最初の議会が開かれ、組合議員が選挙されるまでの間は、関係団体の議会の議長が指名する議員をもってあてる。

附 則 （昭和47年3月29日）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による自治大臣の許可のあった日から施行し昭和46年度分の利益金から適用する。

附 則 （昭和52年5月13日）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による自治大臣の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成5年2月1日）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による自治大臣の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成11年4月20日）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による自治大臣の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成17年4月1日）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成19年3月28日）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可のあった日から施行する。

附 則 （令和3年5月14日）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可のあった日から施行する。